

厚岸町規則第53号

厚岸町行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町行政組織規則の一部を改正する規則

厚岸町行政組織規則（平成11年厚岸町規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1町民課の部窓口サービス係の項中第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。

(18) 個人番号に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成27年10月5日から適用する。